

### 1. 事業の必要性・概要

石綿救済制度における肺がんの医学的判定においては、肺内の石綿繊維の本数が判定基準の一つとなっているが、計測可能な施設・専門家が少ないことや、検体の計測に手間がかかることから計測待ちの件数が増加しており、計測に要する期間が1～2年と長期化している。石綿救済制度の理念である被害者の「迅速な救済」のため、精度管理等の実施により、石綿繊維を迅速かつ正確に計測するための体制整備を図る。

### 2. 事業計画（業務内容）

平成25年度より、肺内の石綿繊維を計測するために必要な機材（透過型電子顕微鏡等）を整備するとともに、計測機関や計測者による結果のばらつきを一定範囲に抑えるための精度管理事業に着手する。

平成26年度からは、精度管理事業を本格的に実施することとし、繊維計測の対象数を増やし、精度管理で得られた知見等をマニュアル等にまとめるとともに、関係者への周知を図る。

| 区分       | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 必要な機材の確保 |      |      |      |      |      |
| 精度管理     |      |      |      |      | →    |

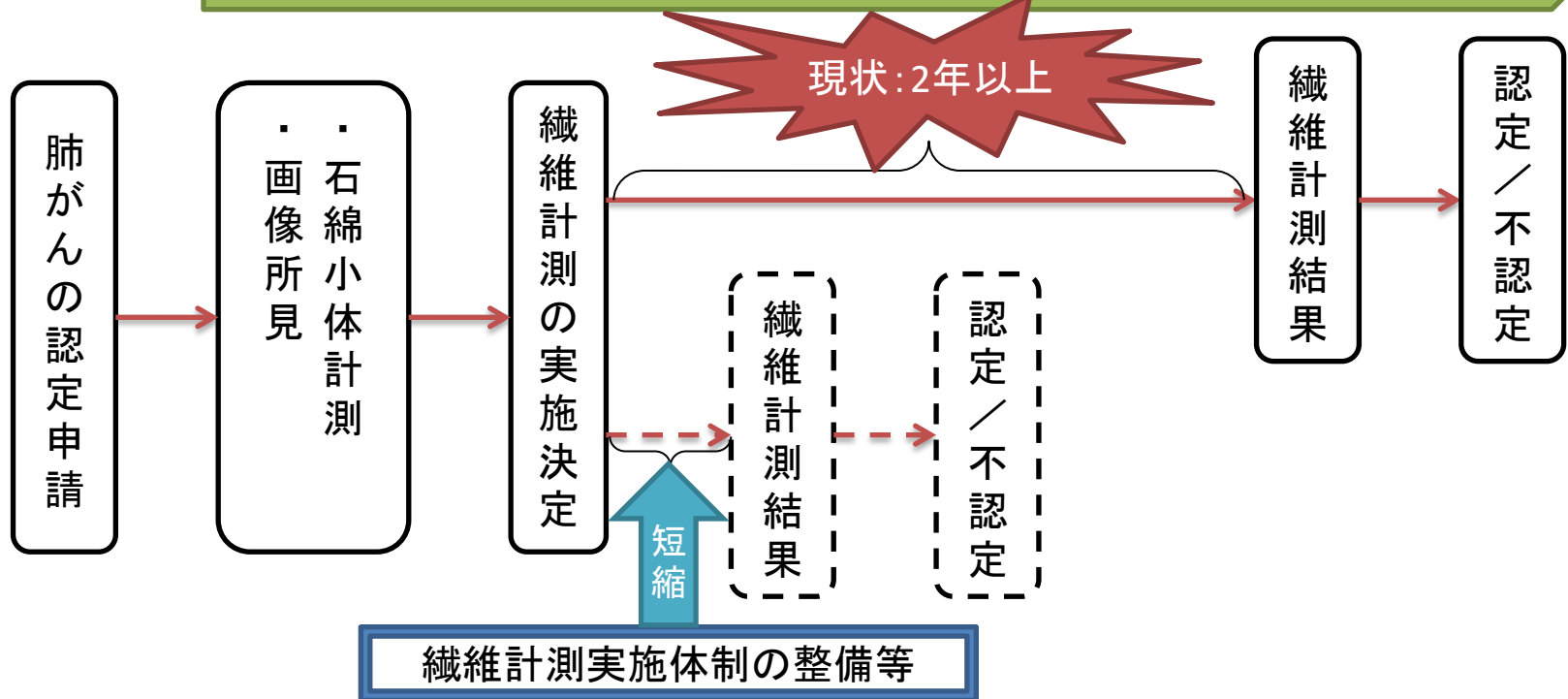
### 3. 施策の効果

石綿による肺がんの医学的判定に必要な石綿繊維計測の体制が整備されることにより、石綿健康被害者の迅速な救済が図られる。

# 石綿繊維計測体制整備事業(イメージ)

平成26年度要求額:9百万円(平成25年度予算額:138百万円) 支出予定先:民間団体

環境大臣の医学的判定



<実施スケジュール(案)>

H26.4月

H26.10月

H27.03月

## 繊維計測の実施

### 検討会の開催

(肺組織を用いて、肺内石綿繊維数を測定し、その結果を複数の関係者で比較・検討する。)

### テキスト作成

(試料作成、及び肺内石綿繊維の本数測定に係る手順等を文書化する。)